

解禁日： 有（令和6年8月27日）

令和6年8月27日

報道関係者 様

守口市報道提供資料

（介護保険事業）高額介護サービス費の不支給について

【経緯】

令和6年3月31日に「くすのき広域連合」が解散し、介護保険事業は守口市が事業を引き継いでいます。旧「くすのき広域連合」の事業実施時において、一部の市民に対して高額介護サービス費（※）の支給が漏れていたケースが判明しました。

対象者に対しましては、ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

【原因】

本市において、事案を検証の上、精査した結果、旧「くすのき広域連合」が事業を実施していた時期に、口座振込依頼申立書（※）を提出した市民に係る口座登録（変更）が出来ていなかったため、振込エラーとなったが、エラー修正をしなかったことにより、不支給となっていたものであると判明しました。

【対象者及び金額】

2年間で164人・約570万円

【対応】

8月末までに不支給の市民に対して通知の上、口座に振り込みます。

【再発防止策】

本市における介護保険事業については、適切に運用しているところですが、今回の事例を踏まえ、改めて事務フローやチェック体制を確認し、ミス等のないよう、引き続き適切な事務処理に努めてまいります。

※旧くすのき広域連合・・・介護保険制度の創設時に守口市、門真市及び四條畷市の3市が、介護保険事業を共同で運営するために設置した広域連合。令和6年3月31日をもって解散し、4月1日以降は、それぞれ3市で介護保険事業を運営している。

※高額介護サービス費・・・被保険者（市民）が、1ヵ月間に支払った介護サービス費の自己負担額が、被保険者の所得や世帯構成により、その上限額を超えた場合に、その超えた部分の金額を「高額介護サービス費」として支給する制度。

※口座振込依頼申立書・・・被保険者が死亡等した場合に、介護保険料等を還付するため、今後、誰の口座に振り込むかを明確にしてもらうために記入してもらう書類（旧くすのき広域連合の独自書式）。

問合せ：守口市役所 健康福祉部 高齢介護課

電話 06-6992-1610 （直通）